

# 川崎市公報

毎月2回10日25日発行  
発行所 川崎市役所  
印刷所 文昭堂印刷株

購読料(前納)  
1年 10,800円  
1月 900円

## 目 次

### [条例]

- ◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第1号) ..... 1
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第2号) ..... 2
- ◇川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例(第3号) ..... 2
- ◇川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準に関する条例(第4号) ..... 3
- ◇川崎市と畜場法施行令に基づく一般と畜場の構造設備の基準に関する条例(第5号) ..... 5
- ◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及び川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例(第6号) ..... 6
- ◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第7号) ..... 9
- ◇川崎市都市計画法施行令第31条ただし書の規定に基づく開発区域の面積等を定める条例(第8号) ..... 9
- ◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(第

- 9号) ..... 9
- ◇川崎市水道条例の一部を改正する条例(第10号) ...10
- ◇川崎市子ども夢パーク条例(第11号) .....11
- ◇川崎市水道局鷺沼プール条例を廃止する条例(第12号) .....12
- ◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第13号) .....12

### [規則]

- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(第11号) .....13
- ◇川崎市納税貯蓄組合奨励規則の一部を改正する規則(第12号) .....13

- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第13号) .....13

- ◇川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則(第14号) .....14

### [監査公表]

- ◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について(第6号) .....15
- ◇監査の結果について(第7号) .....26
- ◇定期監査の結果の報告に基づく措置について(第8号) .....34

## 条 例

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

川崎市長 阿部 孝夫

### 川崎市条例第1号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「58歳」を「55歳(医療職給料表(II)の適用を受ける職員及び大学教育職給料表の適用を受ける職員(助手を除く。)にあっては、57歳)」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の川崎市職員の給与に関する条例第4条第8項の規定の適用については、同項中「55歳」とあるのは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成16年3月31日までの間においては「58歳」とし、同年4月1日から平成18年3月31日までの間においては「57歳」とし、同年4月1日から平成20年3月31日までの間においては「56歳」とし、「57歳」とあるのは、施行日から平成16年3月31日までの間においては「58歳」とする。

料から適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正前の条例（以下「旧条例」という。）附則第9項の規定により読み替えて適用される旧条例第13条の規定による平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 平成15年度分の保険料について新条例第13条の規定を適用する場合においては、同条第2号に規定する額については、同号の規定にかかわらず、平成15年度分の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による拠出金の納付に要する費用の見込額から次に掲げる額の見込額の合算額を控除した額とする。

(1) 平成15年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用に係る国の負担金の額

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）附則第28条第2項第2号に掲げる額

5 平成16年度分の保険料について新条例第13条の規定を適用する場合においては、同条第2号に規定する額については、同号の規定にかかわらず、平成16年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の見込額から次に掲げる額の見込額の合算額を控除した額とする。

(1) 平成16年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用に係る国の負担金の額

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第29条第2項第2号に掲げる額

### 規 則

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成15年3月18日

川崎市長 阿部孝夫

#### 川崎市規則第11号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

川崎市手数料条例の一部を改正する条例（平成15年川崎市条例第2号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成15年8月25日とする。

川崎市納税貯蓄組合奨励規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月18日

川崎市長 阿部孝夫

#### 川崎市規則第12号

川崎市納税貯蓄組合奨励規則の一部を改正する規

### 則

川崎市納税貯蓄組合奨励規則（昭和30年川崎市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「図るとともに、」を「図り、もって」に改め、「について定めること」を削る。

第3条中「第1号様式」を「別記様式」に改める。

第4条から第7条までを削る。

第8条の見出しを「(質問)」に改め、同条中「若しくは」を「又は」に、「質問し、又は補助金の交付に関して組合の帳簿書類を検査させる」を「質問させる」に改め、同条を第4条とする。

第9条を削り、第10条を第5条とし、第11条を第6条とする。

第2号様式を削り、第1号様式を別記様式とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(川崎市市税条例施行規則の一部改正)

3 川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表1第8項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「第8条」を「第4条」に改め、「及び検査」を削り、同号を同項第2号とし、同項第5号を削る。

(川崎市市税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の川崎市市税条例施行規則別表1第8項の規定にかかわらず、平成14年度分までの補助金に係る事務については、なお従前の例による。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月18日

川崎市長 阿部孝夫

#### 川崎市規則第13号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項第3号を次のように改める。

(3) 竹木材（伐採した竹木及び竹木の枝を含む。）

第53条第1項に次の2号を加える。

(7) 草花

(8) 落葉

第53条第3項第2号中「に伴い行う燃焼行為(」を「のためにやむを得ないものとして行う燃焼行為(燃焼行為を行う面積が0.5平方メートル未満のものに限り、かつ、」に改め、同項第3号を削り、同項に次の3号を加える。

- (3) 火災予防等のための試験若しくは研究又は防災訓練に伴う燃焼行為
- (4) 震災、風水害その他の災害の応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為
- (5) たき火その他日常生活を営む上で行われるような燃焼行為であって、やむを得ないものとして行う燃焼行為(燃焼行為を行う面積が0.5平方メートル未満のものに限り、かつ、合成樹脂、ゴム、油類又は布を含まないものに限る。)

別表第6第1項中「別表第1の51の項に掲げる」を削り、同項第2号の表を次のように改める。

施設の規模	設備基準
1時間当たりの焼却能力が200キログラム未満(火格子面積が2平方メートル以上のものを除く。)	1 空気取入口及び煙突の先端以外に廃棄物焼却炉内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が800度以上の状態で廃棄物を焼却できること。 2 燃焼に必要な量の空気の通風が良好なものであること。 3 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できる設備を設置すること(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる方式の廃棄物焼却炉の場合を除く。) 4 炉内温度計及びこれの記録装置を設置すること(別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉以外の廃棄物焼却炉にあっては、炉内温度計の設置に係る部分に限る。) 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置を設置すること。
1時間当たりの焼却能力が200キログラム以上(1時間当たりの焼却能力が200キログラム未満であって、火格子面積が2平方メートル以上のものを含む。)	1 空気取入口及び煙突の先端以外に廃棄物焼却炉内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が800度以上の状態で廃棄物を焼却できること。 2 燃焼に必要な量の空気を調整できる設備を設置すること。 3 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できる設備(1時間当たりの焼却能力が2,000キログラム以上の廃棄物焼却炉にあっては、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できる供給装置)を設置すること(ガス化燃焼方式の廃棄物焼却炉の場合を除く。) 4 炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにこれらの記録装置を設置すること。 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置を設置すること。

- 4 炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにこれらの記録装置を設置すること。
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置を設置すること。

別表第6第2項中「別表第1の51の項に掲げる」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に設置されている改正後の規則別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉(1時間当たりの焼却能力が200キログラム未満の廃棄物焼却炉(火格子面積が2平方メートル以上のものを除く。)に限り、設置の工事がされているものを含む。)にあっては、改正後の規則別表第6第1項第2号の表の設備基準の欄に定める記録装置の設置に係る部分は、規則で定める日から適用する。

川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月18日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市規則第14号

川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
川崎市建築基準法施行細則(平成5年川崎市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第20条第1項中「第10条の5第1項」を「第10条の4の2第1項」に改める。

第31条の見出し中「認定」の次に「又は許可」を加え、同条第1項中「又は第2項」を「若しくは第2項」に改め、「認定」の次に「又は同条第3項若しくは第4項の規定による許可」を加え、同条第2項中「計画書」の次に「(認定の申請にあっては認定に係るものに限る、許可の申請にあっては許可に係るものに限る。)」その他市長が必要と認めるもの」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 省令第10条の16第3項第3号の規定により法第86条の2第2項の規定による許可を申請しようとする者以外に対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合の市長が定める図書又は書面は、第1項各号に掲げるものとする。